

コロナ感染症に伴う、水泳競技大会への参加が出来ない基準

次の事項に該当する場合は、競技会へ参加出来ない。

- ① 本人、家庭、クラブのいずれかが参加の意思がない場合は、出場できない。
- ② 「感染拡大予防対策について」に記載の症状（風邪症状・発熱・だるさなど）がある場合や、「体調チェックシート」にチェックがつけられない項目がある場合は、出場できない。
- ③ 来場初日から遡って 7 日以内に、競技会出場（来場）予定者が濃厚接触者とされた場合は、出場（来場）できない。（PCR 検査を受けて陰性と判定された場合も、期間は変わらない。）
- ④ 競技会出場（来場）予定者が、濃厚接触者ではないが、感染者と一定程度の接触があり、検査が必要とされた場合は、検査で陰性の結果が出るまでは出場できない。
- ⑤ 競技会初日から遡って 7 日以内に、プール（所属チーム）で同じ時間に練習している選手および職員から感染者が発生した場合、競技会に出場できない。
ただし、出場（来場）予定の競技者および職員が感染者もしくは濃厚接触者に該当しない場合は、原則来場する 72 時間以内に検査を行い、陰性の確認をすることで競技会に出場できる。
- ⑥ ウイルス検査は PCR、TMA、StAmp、抗原定量、抗原定性などとし、市販の抗原検査キットについては、原則として研究用ではなく医療用（体外診断用医薬品（薬事承認あり））を有効とする。
- ⑦ 来場初日から遡って 7 日以内に、同居者が感染者もしくは感染の疑いがある者（濃厚接触者、および濃厚接触者となりうる者）となった場合は、出場できない。
- ⑧ 学校からの参加同意が得られない場合、および感染発生による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖中の場合は、出場できない。
- ⑨ 上記の場合のうち、週末に競技会があり、金曜日もしくは土曜日まで閉鎖、月曜日から再開の場合は、学校の判断を仰ぐ。
- ⑩ 競技会期間中に陽性者が判明した時点から、所属チーム全員の出場を禁止する。
- ⑪ 競技会終了後 7 日以内に、競技会参加者から新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、県水連に対して、濃厚接触者の有無等について報告すること。

※ 虚偽の申告などが判明した場合は、所属チーム全体的出場禁止など厳重な措置をとる。感染防止対策について順守しない場合は、注意をした上で改善が見られない場合は競技会参加ができない場合がある。その際、参加料は、返金しない。

※ 不明な点は、お問い合わせください。